第三節　［略］

（事務所の変更）

第百二十条　指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七十の変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節　［略］

（準用）

第百三十二条　第百三条、第百三条の二、第百八条及び第百十二条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第一項」と、第百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百二十七条」と、第百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

別表第一の二（第六十一条の二関係）

項目	調査及び予測の内容
一　水力発電所 （一）　騒音に関する項目	1　調査項目 (1)～(4)　［略］ (5)　保全対象 イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
（二）～（六）　［略］	［略］
二　火力発電所（地熱を利用するものを除く。） （一）　［略］ （二）　騒音に関する項目	［略］ 1　調査項目 (1)・(2)　［略］ (3)　保全対象 イ～ニ　［略］

第二節　［略］

（事務所の変更）

第百二十条　指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七十の事務所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　［略］

（準用）

第百三十二条　第百三条、第百三条の二、第百十三条及び第百十六条の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第一項」と、第百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第百十三条中「法第七十条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百二十七条」と、第百十六条の二第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

別表第一の二（第六十一条の二関係）

	［同上］
一　［同上］ （一）　［同上］	1　［同上］ (1)～(4)　［略］ (5)　［同上］ イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
（二）～（六）　［略］	［略］
二　［同上］ （一）　［略］ （二）　［同上］	［略］ 1　［同上］ (1)・(2)　［略］ (3)　［同上］ イ～ニ　［略］